

議案第29号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について
唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について教育委員会の意見を求める。

令和4年6月23日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 西唐津公民館の移転及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴い、唐津市公民館条例の一部改正するため、令和4年9月市議会定例会へ唐津市公民館条例の一部を改正する条例を提出するにあたり、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市公民館条例の一部を改正する条例

2 改正理由

西唐津公民館の移転及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴い改正するもの

3 改正内容

西唐津公民館の移転に伴い、西唐津公民館の位置について改正するもの。
また、条例別表第3に鏡公民館の項を加えるもの

4 施行期日

この条例の改正規定中、別表第1の規定は別に規則で定める日から、別表第3の規定は令和5年4月1日から施行する。

議案第 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年9月 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 西唐津公民館の移転及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴い、唐津市公民館条例を一部改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例

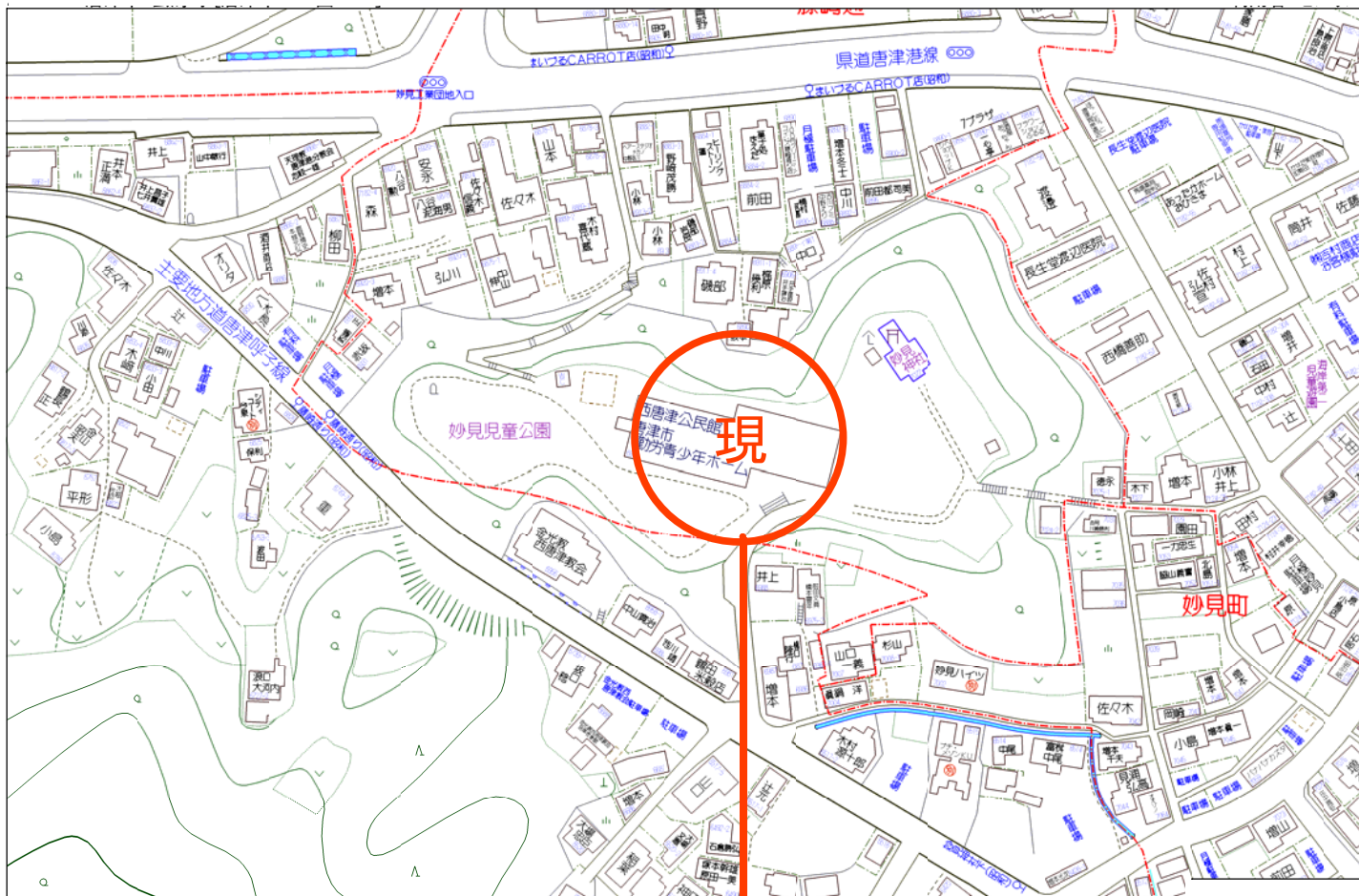
唐津市公民館条例（平成17年条例第300号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「藤崎通6949番地」を「二夕子3丁目211番1」に改める。別表第3中区分に鏡公民館を加える。

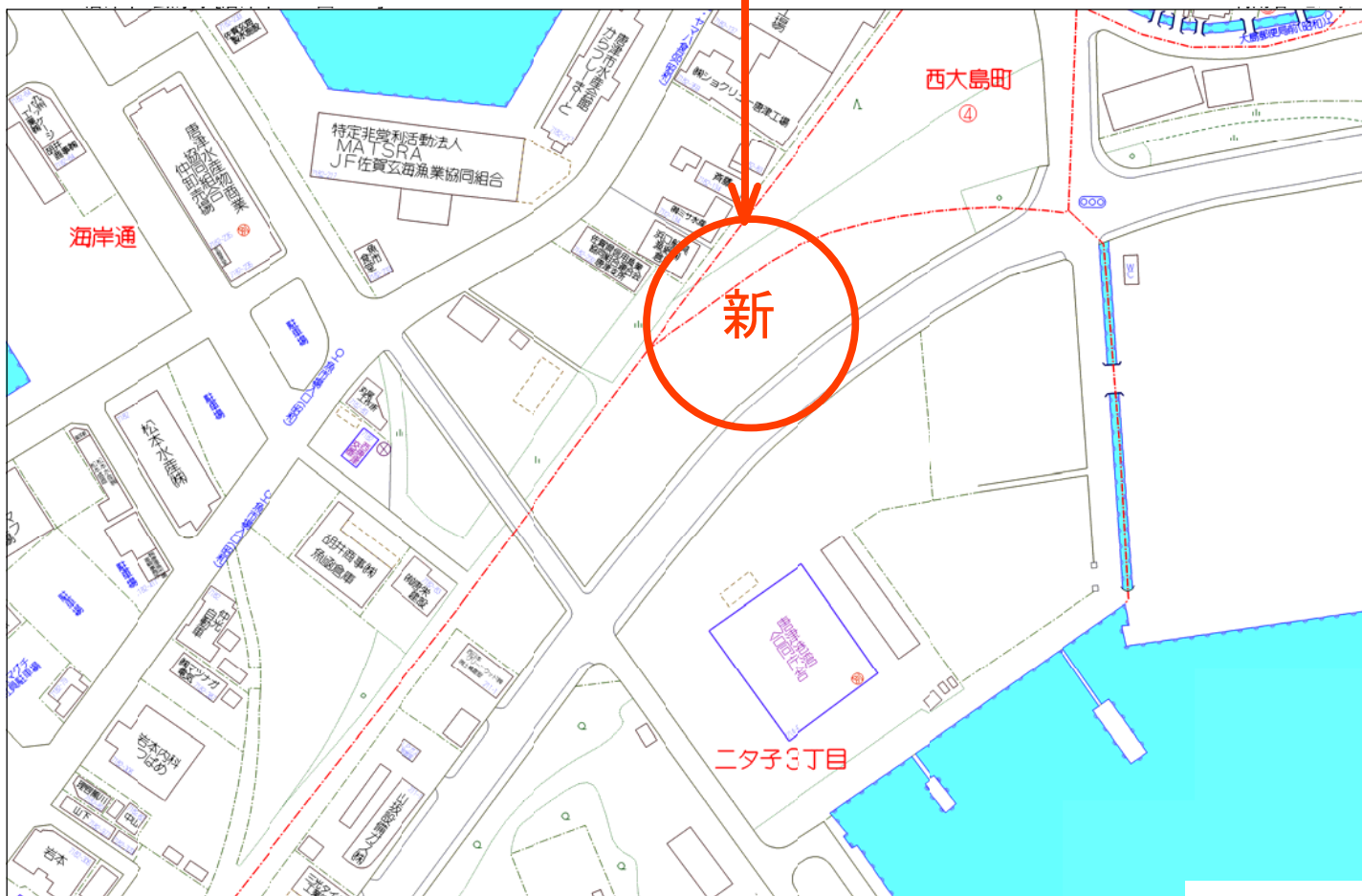
附 則

この条例は、別表第1の規定は別に規則で定める日から、別表第3の規定は令和5年4月1日から施行する。

西唐津公民館移転位置図



縮尺 1 / 1,500 45m



縮尺 1 / 1,500 45m

○唐津市公民館条例

平成17年1月1日
条例第300号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的を達成するため、法第21条の規定に基づき、公民館を別表第1のとおり設置する。

(公民館運営審議会)

第2条 法第29条の規定に基づき、前条の規定により設置する公民館(厳木公民館支館、牟田部地区公民館、平山地区公民館、佐里地区公民館及び打上公民館を除く。)に、それぞれ公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験の有る者の中から唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の定数は、別表第2のとおりとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員補充によって委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例23・一部改正)

(利用の許可)

第3条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平24条例23・一部改正)

(利用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障又はそのおそれがあると認められるとき。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(2) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の許可の取消し又は停止の処分を受けたときは、その利用に係る施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表第3に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、利用者が社会教育活動又は公用若しくは公益上の目的のため利用する場合は、使用料は、徴収しない。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他不可抗力により利用ができなくなったとき。

(2) 教育委員会が公益上その他の理由により利用の許可を取り消し、中止し、又は変更したとき。

(費用の負担)

第9条 利用に関する一切の費用は、利用者の負担とする。

2 利用者は、建物又は附属品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその裁定する額を弁償しなければならない。

(損害の責任)

第10条 公民館若しくはその設備の利用により、又はこの条例に基づく処分により生じた利用者の損害については、市は、その責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(七山村の編入に伴う経過措置)

3 七山村の編入の日以後、最初に委嘱された七山公民館運営審議会委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(平18条例1・追加)

附 則(平成18年条例第1号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第56条の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる一般選挙から適用する。

附 則(平成18年条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、附則第2項及び附則第5項の規定 平成21年4月1日

(2) 第2条、第3条、附則第3項及び附則第4項の規定 平成21年7月1日

(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)

2 唐津市条例の廃止に関する条例(平成17年条例第352号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(唐津市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前の唐津市公民館条例第3条の規定によりなされた許可に係る公民館の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年教委規則第1号で平成23年2月21日から施行)

附 則(平成24年条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条(別表第3備考の改正規定を除く。)まで、第30条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市巖木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行す

る。

(平成31年教委規則第5号で平成31年4月26日から施行)

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

- この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に規定する日から施行する。
(公の施設の使用料等に関する経過措置)
- この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第19号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和3年教委規則第9号で令和3年9月1日から施行)

附 則(令和4年条例第8号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(平18条例1・平18条例69・平21条例22・平22条例40・平30条例35・令3条例19・令4条例8・一部改正)

名称	位置
志道公民館	唐津市大名小路1番54号
大成公民館	唐津市富士見町1番1号
佐志公民館	唐津市佐志浜町4525番地2
長松公民館	唐津市神田2202番地
竹木場公民館	唐津市竹木場5616番地1
高島公民館	唐津市高島89番地
鏡公民館	唐津市鏡1826番地2
久里公民館	唐津市久里1824番地
鬼塚公民館	唐津市山本1916番地
湊公民館	唐津市湊町805番地1
神集島公民館	唐津市神集島1311番地6
大良公民館	唐津市大良526番地
西唐津公民館	唐津市藤崎通6949番地
外町公民館	唐津市和多田海士町3番8号
東唐津公民館	唐津市東唐津四丁目8番41号
成和公民館	唐津市和多田本村7番90号
浜玉公民館	唐津市浜玉町浜崎1151番地1
巖木公民館	唐津市巖木町中島1337番地
相知公民館	唐津市相知町中山3600番地8
牟田部地区公民館	唐津市相知町牟田部1373番地
平山地区公民館	唐津市相知町平山上乙1300番地
佐里地区公民館	唐津市相知町佐里1828番地
北波多公民館	唐津市北波多徳須恵1097番地の12
肥前公民館	唐津市肥前町入野甲1801番地1
鎮西公民館	唐津市鎮西町名護屋1530番地
打上公民館	唐津市鎮西町打上3283番地

呼子公民館	唐津市呼子町殿ノ浦750番地1
七山公民館	唐津市七山滝川1252番地

別表第2(第2条関係)

公民館区域内の人口	公民館運営審議会委員の定数
3,000人未満	7人以内
3,000人以上8,000人未満	10人以内
8,000人以上	13人以内

備考 公民館区域内の人口は、公民館運営審議会委員の任期の最終年度の10月1日現在の住民基本台帳の人口による。

別表第3(第7条関係)

(平21条例22・全改、平25条例34・平30条例35・平31条例7・一部改正)

区分	大会議室(100平方メートル以上)	その他の会議室(100平方メートル未満)
志道公民館 大成公民館 竹木場公民館 高島公民館 久里公民館 鬼塚公民館 湊公民館 神集島公民館 大良公民館 西唐津公民館 東唐津公民館 長松公民館 成和公民館 佐志公民館 浜玉公民館 北波多公民館 肥前公民館 鎮西公民館 打上公民館 呼子公民館 七山公民館	1回につき 5,330円	1回につき 2,120円
外町公民館	唐津市都市コミュニティセンター条例(平成17年条例第305号)別表に定める額	
巖木公民館	唐津市巖木コミュニティセンター条例(平成17年条例第306号)別表に定める額	
相知公民館	唐津市相知交流文化センター条例(平成17年条例第304号)別表に定める額	
その他の公民館	無料	

備考 午後5時以後の利用には、表中の金額に2割相当額を加算する。

議案第 30 号

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則制定について

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 令和 4 年 4 月 1 日付、市長部局組織の機構改革に伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

令和4年4月1日付、市長部局組織の機構改革に伴い改正するもの。

3 改正内容

第2条の表中「未来創生部」を「スポーツ局」に改めるもの。

4 施行期日

令和4年6月23日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「未来創生部」を「スポーツ局」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

議案第30号参考資料

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p>		<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p>	
委任事務	補助職員	委任事務	補助職員
唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員	唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	未来創生部の職員

○唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

平成24年3月27日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第180条の7](#)の規定に基づき、他の法令に定めるものを除き、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務(以下「事務」という。)の委任について、別に定めのあるものを除き必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、[地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和31年法律第162号\)第21条](#)に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、[次の表](#)の左欄に掲げる事務を[同表](#)右欄に掲げる市長の補助機関たる職員(以下「補助職員」という。)に委任する。

委任事務	補助職員
唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	未来創生部の職員

(平25教委規則6・平27教委規則6・平28教委規則2・平30教委規則4・一部改正)

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認められるときは、市長と協議をして[前条](#)の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

(協議)

第4条 補助職員は、委任に係る事項についてこれを執行する場合、特に重要な事項については、教育委員会に協議しなければならない。

(補則)

第5条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、市長と協議して別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第4号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

議案第 31 号

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程制定について
唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 令和 4 年 4 月 1 日付、市長部局組織の機構改革に伴い改正するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

2 改正理由

令和4年4月1日付、市長部局の機構改革に伴い改正するものである。

3 規程案の内容

市長部局の機構改革に伴い、「未来創生部」を「地域交流部」に、「文化振興課長及び」を「観光文化課長及びスポーツ局」に改めるもの。

4 施行期日

令和4年6月23日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月23日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

唐津市教育委員会表彰規程（平成17年教育委員会規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「未来創生部」を「地域交流部」に、「文化振興課長及び」を「観光文化課長及びスポーツ局」に改める。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

議案第31号参考資料

唐津市教育委員会表彰規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(推薦の方法)</p> <p>第5条 前3条に該当するものがあつたときは、唐津市教育委員会事務局(以下「事務局」という)の課長等、<u>地域交流部観光文化課長及びスポーツ局スポーツ振興課長</u>は、その事情を調査し推薦書(第1号様式)により教育長に推薦するものとする。</p>	<p>(推薦の方法)</p> <p>第5条 前3条に該当するものがあつたときは、唐津市教育委員会事務局(以下「事務局」という)の課長等、<u>未来創生部文化振興課長及び</u>_____スポーツ振興課長は、その事情を調査し推薦書(第1号様式)により教育長に推薦するものとする。</p>

○唐津市教育委員会表彰規程

平成17年11月1日
教育委員会規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、唐津市の教育振興に貢献し、その功績が特に顕著と認められる学校、その他の教育機関、団体等及び個人に対し、[唐津市政功労者表彰条例\(平成17年条例第4号\)](#)の適用以外のものの表彰について必要な事項を定め、市の教育振興を促進することを目的とする。

(平18教委規程3・令2教委規程1・一部改正)

(学校、その他の教育機関又は教育関係職員の表彰)

第2条 唐津市教育委員会の所管に係る学校、その他教育機関又は教育関係職員で[次の各号](#)の一に該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 教育上の調査研究又は改善について功績が顕著な者
- (2) 職務の遂行に関し職員の名誉を高め、又は他の模範となる行為があった者
- (3) [前各号](#)に定めるもののほか、特に表彰に値すると認められる功績又は行為があった者
(児童、生徒の表彰)

第3条 学校の児童又は生徒で[次の各号](#)の一に該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見、工夫考案等をした者
- (2) 児童、生徒の名誉を高め、又は他の模範となる行為があった者
- (3) [前各号](#)に掲げるもののほか、表彰に値すると認められる功績又は行為があった者
(個人、団体等の表彰)

第4条 [前2条](#)に規定するものを除き、個人又は団体等で[次の各号](#)の一に該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育又は社会教育の振興発展についてその功績が顕著なもの
- (2) [前号](#)に定めるもののほか、表彰に値すると認められる功績又は行為があったもの
(推薦の方法)

第5条 [前3条](#)に該当するものがあったときは、唐津市教育委員会事務局(以下「事務局」という)の課長等、未来創生部文化振興課長及びスポーツ振興課長は、その事情を調査し推薦書([第1号様式](#))により教育長に推薦するものとする。

(平18教委規程3・全改、令2教委規程1・一部改正)

(表彰審査会)

第6条 表彰に関する事項について審査させるために、唐津市教育委員会表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 3 会長には教育部長を、副会長には教育総務課長を、会員は教育総務課長を除く事務局の課長等を充てる。
- 4 会議は会長が招集する。
- 5 審査会は必要と認めるときは、表彰に関する関係者の出席を求めることができる。

(平18教委規程3・追加、令2教委規程1・一部改正)

(表彰を行う者)

第7条 表彰は教育委員会又は教育長名をもって行う。

2 教育委員会及び教育長表彰の区分は別に定める。

(平18教委規程3・追加)

(表彰の決定)

第8条 教育委員会表彰の決定は審査会の審査後、教育委員会に具申し、その審議を経て決定する。

2 教育長表彰は審査会の審査後、教育長がこれを決定する。

(平18教委規程3・追加)

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を贈ってこれを行う。

2 [前項](#)の場合金品を併せて贈ることができる。

(平18教委規程3・旧第6条繰下)

第10条 表彰をうける者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び金品は、その遺族に交付する。

(平18教委規程3・旧第7条繰下)

(表彰の時期)

第11条 表彰は、毎年1回これを行うものとする。ただし、必要があるときは、随時に行うことができる。

(平18教委規程3・旧第8条繰下)

(補則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平18教委規程3・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(唐津市教育委員会唐津地区表彰規程等の廃止)

2 [唐津市教育委員会唐津地区表彰規程\(平成17年教育委員会告示第3号\)](#)、[唐津市教育委員会巖木地区表彰規程\(平成17年教育委員会告示第4号\)](#)、[唐津市教育委員会呼子地区表彰規程\(平成17年教育委員会告示第5号\)](#)は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、[前項](#)に掲げる規程に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(令2教委規程1・一部改正)

附 則(平成18年教委規程第3号)

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附 則(令和2年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第5条関係\)](#)

(平18教委規程3・追加)

第1号様式(第5条関係)

推 薦 書

推薦者 職 氏 名



下記の者(又は団体)は、唐津市教育委員会表彰規程第 条第 項第 号に該当すると認めるので、表彰されるよう推薦します。

記

1 住 所 (団 体 の 所 在 地)	
2 氏 名 (団 体 の 名 称 及 び 代 表 者 名)	
3 生 年 月 日	
4 事 跡 内 容	

議案第 3 2 号

唐津市勤労青少年ホームの廃止について

唐津市勤労青少年ホーム条例（平成 1 7 年条例第 3 2 5 号）第 2 条の規定に定める唐津市勤労青少年ホームの廃止について次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 2 3 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

唐津市勤労青少年ホームは、令和 4 年 1 0 月 3 1 日で廃止とする。

提案理由 令和 4 年 5 月の定例教育委員会にて協議を行った「唐津市勤労青少年ホームの今後の方針について」に基づき、唐津市勤労青少年ホームの廃止を令和 4 年 1 0 月 3 1 日とするものである。

唐津市勤労青少年ホームの今後の方針について

1 経緯と今後の方針について

昭和47年5月に西唐津公民館と併設して建設され、勤労者を対象にした講座が開催され、若者の交流の場として利用されてきた。

しかし、平成21年から平成27年にかけて地域から西唐津公民館の建て替えについて6回の要望を受け、平成28年12月に開催された唐津市公共施設再編推進検討委員会に諮り「勤労青少年ホームは廃止とし、体育館機能については、公民館の施設規模の基準にある「大会議室」の位置付けで検討することとする。」との結果を受け、西唐津公民館の移転改築事業に着手した。現在、建設中の西唐津公民館が令和4年8月末までに工事を終え、11月1日開館予定としているため、同時に唐津市勤労青少年ホームを廃止としたい。

2 施設廃止の時期

令和4年10月31日

3 施設の概要

(1) 設置目的

青少年である労働者の福祉の増進を図るもの

(2) 施設概要

- ・所在地 唐津市藤崎通6949番地
- ・鉄筋コンクリート造2階建
- ・延べ床面積1,142.76㎡
 - 1階 教養室、講習室、集会室、談話室
 - 2階 軽スポーツ室、音楽室
- ・位置図及び平面図・・・別添のとおり

4 利用状況

令和3年度・・・11団体、延べ503回、延べ3,202人

令和2年度・・・13団体、延べ593回、延べ4,212人

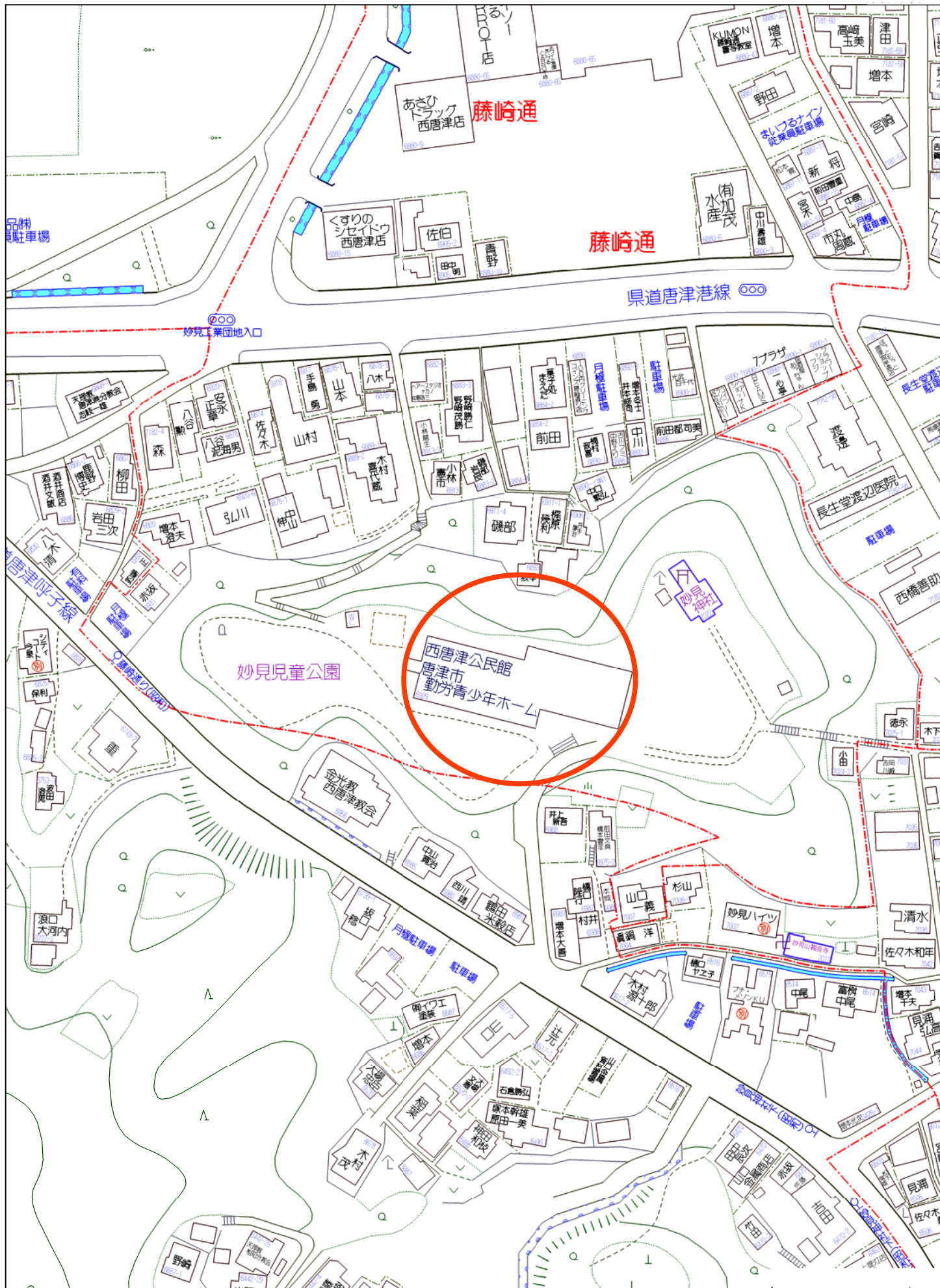
令和元年度・・・12団体、延べ586回、延べ4,867人

平成30年度・・・12団体、延べ609回、延べ4,647人

5 主な利用団体

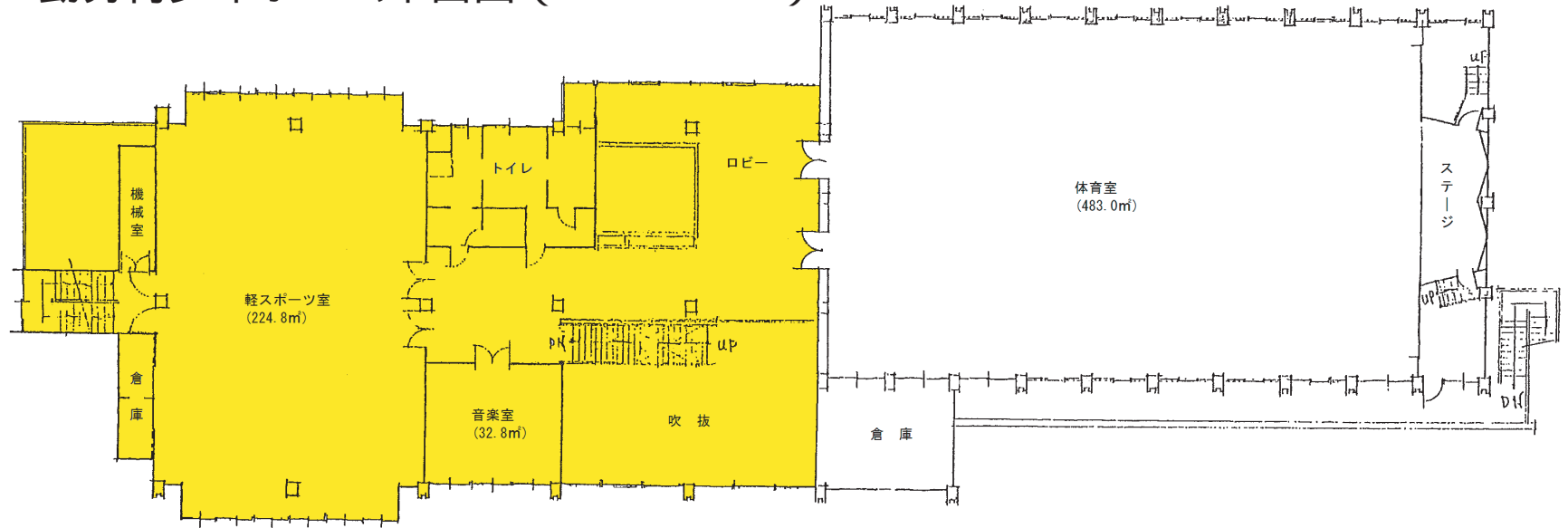
空手、バドミントン、ボクシング、太鼓など

西唐津公民館・唐津市勤労青少年ホーム位置図



西唐津公民館・勤労青少年ホーム平面図 (1 / 3 0 0)

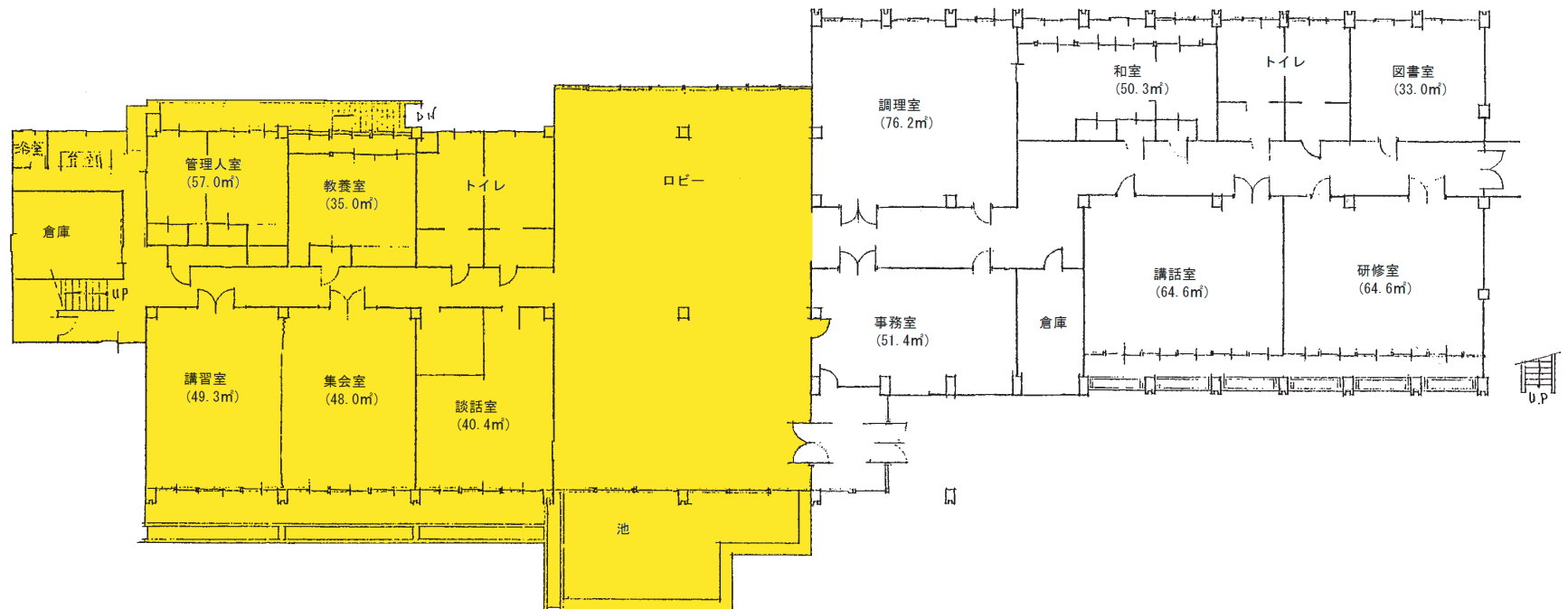
2F



西唐津公民館

勤労青少年ホーム

1F



○唐津市勤労青少年ホーム条例

平成17年1月1日
条例第325号

(設置)

第1条 青少年である労働者(以下「勤労青少年」という。)の福祉の増進を図るため、唐津市勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)を設置する。

(平27条例53・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市勤労青少年ホーム

位置 唐津市藤崎通6949番地

(利用者の範囲)

第3条 ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する勤労青少年
- (2) 市内に勤務する勤労青少年
- (3) 唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認める者

(利用の許可)

第4条 ホームを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際して、ホームの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の取消し等)

第5条 教育委員会は、ホームの管理上支障があると認められるときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者は、建物、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の裁定する額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由によるものと認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の唐津市勤労青少年ホーム条例(昭和47年唐津市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。